別記様式第十一の三(第四十三条の十一関係)

地区計画の区域内における行為の変更届出書

　　年　　月　　日

（届出先）横浜市長

届出者　住所  
氏名　　　　　　　　　　　　　　  
（電話番号）

代理者　住所

名称等

　　　　(電話番号)

都市計画法第58条の２第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　変更の内容

３　変更部分に係る行為の着手予定日　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　変更部分に係る行為の完了予定日　　　　　　　　年　　　月　　　日

備考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 受　付　欄 |  |
|  |
| 変更前の届出書の  受付番号 |  |

地区計画等の区域内における行為の変更届出書について

**～届出の手続き～**

１　届出期間

変更に係る工事着手の**３０日前**までとなっています。なお、計画変更確認申請を伴う場合には、**確認申請前**に届出の手続きを行ってください。

２　届出の場所

下欄の担当課になります。**２部**提出してください。

**～届出が必要な行為と添付図書～**

次の図面のうち変更に係るもの（担当課にご相談ください。）を添付してください。また、図面には、「変更に係る部分」及び「その部分が地区整備計画の建築物等の制限に適合している状況」を明記してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出が必要な行為 | 添付図書 |
| A | 土地の区画形質の変更 | 区域図及び公共施設を表示する図面、設計図 |
| 建築物の新築、増築、改築、移転　（＊１） | 位置図、配置図、緑化施設平面図及び緑化施設適合証明通知書(又は緑化率の適用除外に関する許可書)（＊５）、平面図、立面図、その他（＊６） |
| 工作物の建設 | 位置図、配置図、緑化施設平面図（＊５）、平面図、立面図 |
| 建築物等の用途の変更 　　 （＊２） | 位置図、配置図、緑化施設平面図及び緑化施設適合証明通知書(又は緑化率の適用除外に関する許可書)（＊５）、平面図、立面図 |
| 建築物等の形態又は意匠の変更　　（＊３） | 位置図、配置図、立面図 |
| B | 緑地保全区域内での木竹の伐採　　（＊４） | 1. 許可不要の場合：許可不要を証する書類、位置図、区域図、施工図   ② 許可を要し、Ａの行為も伴う場合：許可書及び添付書類（写し） |

備考

＊１　確認申請を伴わない増築等も含みます。

＊２「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊３「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊４「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。

　　　Ａの行為を伴わず、許可行為のみの場合は、環境創造局みどりアップ推進課での手続のみとなります。

＊５ 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。

＊６　「地区整備計画」に定められている項目に応じ、諸元表、求積図、求積表等の提出もお願いします。

　　で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は２面以上必要です。

問い合わせ先：都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課

■鶴見、神奈川、西、中、南、港南、保土ケ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷

の各区※　→　都市整備局地域まちづくり課 045-671-2667

■青葉区　 →　青葉区区政推進課 045-978-2217

※下記地区については、担当課が異なります。

　■「関内・関外周辺地区」　 →　都市整備局都心再生課　045-671-2673

　■「横浜駅周辺地区」　　　　 →　都市整備局都心再生課　045-671-2693

■「新横浜駅周辺地区」　　 →　都市整備局都心再生課　045-671-3858

■「東神奈川臨海部地区」　　→　都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課　045-671-3857

　■「みなとみらい２１地区」　→　都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課　045-671-3516

　■「鶴見潮田・本町通街並み誘導地区」 → 都市整備局防災まちづくり推進課　045-671-3664